

第11回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年10月31日（木）14:00～16:00
2. 場所：内閣府合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、翁百合、佐久間総一郎、
松村敏弘、森下竜一
 - （専門委員）久保利英明、小林三喜雄
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官
 - （関係団体）全国調理師養成施設協会
日本文書情報マネジメント協会
 - （法務省）入国管理局総務課 福原企画室長
 - （厚生労働省）職業安定局派遣・有期労働対策部 堀井外国人雇用対策課長
職業安定局派遣・有期労働対策部 遠坂外国人雇用対策課長補佐
 - （農林水産省）食料産業局食品小売サービス課 山口外食産業室長
 - （国税庁）課税部 重藤課税総括課長
 - （財務省）主税局 山下税制第一課企画官
4. 議題：
 - （開 会）
 - 1. 法務省、事業者からのヒアリング
「働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和」
 - 2. 国税庁、事業者からのヒアリング
「国税関係書類の電子化保存に関する規制の見直し」
 - （閉 会）
5. 議事概要：
 - 大川次長 それでは、規制改革会議第11回「創業・IT等ワーキング・グループ」を開催させていただきます。
 - 皆様方には御多用中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。
 - 本日は所用により、川本専門委員、圓尾専門委員は御欠席でございます。また、翁委員は15分ほど遅れて御出席されます。
 - 本ワーキング・グループの事務局を務めます、規制改革推進室次長の大川でございます。どうぞよろしくお願いたします。
 - 開会に当たりまして、まず、安念座長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく

お願いいたします。

○安念座長 本日は大臣を始め、政務の方が御出席でないものですから、メディアの皆さんが入っておられる関係上、私に挨拶をしている振りをしろという事務局からの御指名でございますので、振りをさせていただきます。

本日はお忙しい中、御参集をいただきまして、ありがとうございます。

本日はテーマが2つでございまして「働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和」でございます。これは言うまでもなく、攻めの農林水産業実現のための重要な規制改革要望の1つに関連しております。また、世界最高水準のIT社会の実現に関連した項目といたしまして、「国税関係書類の電子保存に関する要件の見直し」についても議論するものでございます。

どちらも日本の産業の土台にかかわるものでございますので、私どもといたしましても、しっかりと議論をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大川次長 どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様には、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、議事を進めさせていただきます。なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事概要を公開することとなっておりますので、御了承願います。

以後の進行は安念座長をお願いいたしたく存じます。安念座長、よろしくお願いいたします。

○安念座長 どうもありがとうございます。

それでは、第1議題、働きながら日本料理を学ぶ在留資格について、関係者の方にお入りをいただけますか。

(法務省、農林水産省、厚生労働省、全国調理師養成施設協会入室)

○安念座長 皆さん、お入りいただけましたか。

では、本日はお忙しい中、お運びをいただきまして、ありがとうございます。

それでは、まず、法務省さんから御説明をいただけますでしょうか。

○法務省(福原企画室長) 法務省入国管理局の入国管理調整官をしております福原と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、お手元に資料1-1の①として「働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和について」という資料がございますので、そちらのほうを御覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

今回、調理師養成施設卒業生の日本での調理業務への従事に関する要望につきまして、法務省の対応を説明するに当たりまして、簡単に関連する入管法上の枠組みと、それから既に法務省で取り組んでおります、海外への日本料理の普及のための規制緩和措置について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の0ページでございます。入管法上、就労を目的とする外国人につきまして

は、専門的・技術的分野の外国人に限って入国在留を認めるということにしているところでございまして、この基本的方針に則って入管法上の在留資格や上陸許可の基準を定めた法務省令の規定が定められています。

調理業務を目的とする外国人につきましては、技能の在留資格で受入れを行っております。この在留資格は熟練技能労働者の受入れを想定したものでございまして、これは外国人が有する技能につきましては、産業上の特殊な分野に属するものということが必要になっておりまして、この産業上の特殊な分野としましては、外国に特有の産業分野でありますとか、外国の技能レベルが我が国よりも高い産業分野。それから、我が国において従事する熟練技能労働者が少数しか存在しないような産業分野が想定をされているところでございます。

そうしたことがございますので、調理業務といたしましては、外国料理に係るものが対象とされておりまして、技能の在留資格で上陸を許可するための基準を定めた法務省令の規定がこの右側にございますが、ここでも料理の調理または食品の製造に係る技能で、外国において考案され、我が国において特殊なものを要する業務に従事する場合だけが想定をされておりまして、日本料理の調理業務というのは対象になっていないわけでございます。

他方、日本料理を学ぶ活動につきましては、下の文化活動という在留資格での入国在留が可能でございます。ただし、この場合には、ここにございまして、収入を伴わないということになっておりまして、無報酬であることが必要となっているわけでございます。

今回の御要望で指摘されておりますとおり、働いて報酬を受け取りながら、日本料理を学ぶ活動に対応する在留資格はないわけでございます。その一方で、法務省では総合特別区域制度における規制の特例措置として働きながら日本料理を学ぶことを目的とする外国人を受け入れる措置をとることとしております。資料は3ページになります。

また、この資料に総合特区制度のもとでの規制の特例措置を定めた基本方針の別表と本措置を実施するために策定した、この内閣府、法務省の共管告示のほうも添付をさせていただいております。

資料の3ページでございます。これは京都市さんのほうから申請いただきました特定伝統料理海外普及事業に関する資料になります。この事業の目的は、海外での特定伝統料理、この場合は京料理の普及ということでございまして、その目的に鑑みまして規制の特例を認めることとしたものでございます。

入管法上、該当する在留資格はないわけでございますけれども、入管法上の特定活動という在留資格がございまして、これは法務大臣が個々にその活動の内容を指定する在留資格となっておりますが、これによりまして入国在留を認めることとしているわけでございます。この特定活動につきましては、資料の5ページに参考となる資料をつけさせていただいております。

この特区の事業でございましてけれども、特区事業に関する規制の特例措置に関しまして

は、出入国管理の観点から幾つかポイントになる点がございます。まず、外国人の方に関しましては、自ら特定伝統料理を修得して海外に発信するという意思を有していらっしゃるのみならず、海外の所属機関から派遣されるというような条件といたしますか、海外の所属機関から派遣されるということが想定されている方を対象としておりまして、日本での技能修得後に帰国して海外での日本料理普及に関する活動に従事できる環境が確保されているという点がございます。

また、外国人を受け入れる事業所について、特定伝統料理を修得するために適した環境が整備されるということを地方公共団体が認定して、指定した事業所において技能の修得活動が行われるという点がございます。

また、技能修得期間が限定されておりまして、帰国担保措置が講じられるという点などがポイントとして挙げられるところでございます。

今回の要望に対する対応といたしましては、そもそもこの地方公共団体が事業運営に責任を持つ特区制度として行われるものではないので、同じような制度の枠組みを求めることはできないと理解をしているところでございます。また、内容的にも既に海外でシェフとして活躍されている方の受入れとは違うということでございまして、全く同じ条件というわけにはいかないということは理解をしているところでございます。

例えば海外に既に就職先を確保しているというような点については、留学生の方にそれを求めることは困難でございますので、その点は配慮しなければならないと考えております。しかし、今回の御要望について検討する際には、この京都の特区の枠組みというのは一定の参考になると考えているところでございます。

次の4ページになります。海外の日本料理の普及促進でございますが、これは日本再興戦略の中でも、世界の料理界で日本食材の活用を促進する、あるいは日本の食文化、食産業の海外展開、日本の農林水産物、食品の輸出の取組を推進するということになっておりまして、日本食の普及を担う人材の確保・育成ということが求められると承知をしております。

また、8月には農林水産業・地域の活力創造本部の検討課題の中に、いわゆる FBI 戦略に基づく輸出の促進と食文化、食産業のグローバル展開の一環としまして、外国人が働きながら日本料理を学ぶための措置が盛り込まれていると承知をしております。こうした状況を踏まえまして、当省におきましても、海外での日本料理の普及を目的とする措置について、前向きに必要な条件等について検討をしていきたいと考えているところでございます。

そうした前提の上で、資料の4ページの検討事項で記載しているとおりでございます。今回の要望に関する検討におきましては、働きながら仕事を学ぶという外国人の受け入れ政策がどうあるべきかについても念頭に置きながら、本件要望に関する検討を進めさせていただきたいと思っております。

まず、外国人本人でございませけれども、この外国人自身につきましては、帰国後に日

本料理の海外普及のための活躍することが見込まれる方であることが必要であると考えているわけですが、それを確保するためには、どのような要件を設けるべきかなどについて検討をしていく必要があると考えております。

次に、活動内容でございます。外国人の方が従事する活動と申しますのは、日本料理の普及のために既に調理師免許を有する外国人の方が現場での経験を通して、さらに研さんを積まれるという活動になるわけですが、その学ぶ対象となる日本料理というものがある程度、特定する必要があるのかどうかということについて検討していく必要があると考えております。

また、受入れ事業者の方につきましては、現場における調理技能のさらなる研さんという目的に応じた対応を行う意欲と能力のある事業者である必要があると考えておりますが、そのためにどういった要件を設けるべきかについて検討をしていく必要があると考えております。

本件措置につきましては、外国人の方が日本で就労するということ自体、あるいは事業者の立場からは労働力を確保するということが目的であってはならないと考えておりますので、そうした点を踏まえまして、在留期間や事業所当たりの受入れ人数について検討していく必要があると考えております。不法就労や不法残留のような入管法違反が発生しないように配慮することは当然であると思っておりますし、低賃金の外国人労働者の受入れのようなことにならないために報酬要件も考えていく必要があると思っております。

本日この規制改革会議の枠組みの中でいただいております全国調理師養成施設協会様の要望でございますけれども、これについては先ほども申し上げましたとおり、前向きに検討していきたいと考えているところでございますが、これにつきましては農林水産省、厚生労働省といった関係省庁ときちんと調整して検討をしていきたいというのが法務省の考えでございます。

以上でございます。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、事業者団体の方から御説明をいただきます。全国調理師養成施設協会さんからよろしく願いいたします。

○全国調理師養成施設協会 私どもの要望について話をさせていただく機会を与えていただいて、まず御礼を申し上げます。ありがとうございます。

○安念座長 御着席ください。

○全国調理師養成施設協会 ありがとうございます。

それでは、お手元にお配りしている資料に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。

はじめに1ページ。明確にするということで、調理師養成施設を卒業する留学生の調理業務への従事、つまり就労を可能にすることを要望しますということで出させていただきます。

2 ページ、まず、現状でございます。留学生は調理師養成施設、つまり調理師学校に入学し、在学中にそこに書いてあるように3点だけではないのですが、3点等を主に中心に修得してございます。そして、現制度では今、法務省さんのほうからもお話がありましたけれども、卒業後は直ちに帰国しなければならないということになってございます。調理現場での経験を積みながら、さらに技術の研さん等に励む機会が現在はないという状況になってございます。

そこで冒頭申し上げましたけれども、私どもの要望といたしましては、現制度というか規定による在留資格、特定活動の該当例に調理師を加えていただいて、一旦帰国することなく留学から特定活動への在留資格変更を可能にさせていただければなど。そして、特定活動として一定の期間、日本食の調理業務への就労を可能にしていきたいということをお願いさせていただいてございます。

4 ページでございます。繰り返しになりますけれども、現行は在留資格留学で調理師免許を取得後、即帰国。要望でございますが、在留資格の変更をさせていただいて、日本食の調理業務に2年、先ほど一定期間と申し上げましたけれども、私どもとしては2年を想定してございます。日本料理の場合は、お店の規模とか従業員の数等によって異なりますけれども、まずお店に入職しまして、洗い場、次に仕込み、賄い、これは従業員の食事でございます。それから、焼方、煮方、板場、いわゆるお造りをつくる場所という順番に進んでいって、これに要する期間が早くても3～5年でそれなりの一人前の板前という調理師になると言われております。

この間、調理技術だけでなく、今はやり言葉になっているみたいですが、おもてなしの心とかその技法。また、日本の食文化等も学ぶ必要がありますので、私どもとしては理想を申し上げさせていただくと、3年で1回更新が可能となればいいかなと考えているのですが、この2年は先ほど法務省さんからのお話にもありましたが、京都の総合特区制度を強く意識させていただいてございます。十分ではないんですけども、2年あればある程度というか、そこそこは修得できるかなというような考えもございまして、2年というような形を出させていただいてございます。

5 ページ、その理由でございます。日本人と留学生を比べるわけではないのですが、特にわざわざ日本に留学して料理を学びたいという留学生は非常に目的意識が強うございます。日本食の調理現場での経験をさらに卒業後も何年間か経験を積みたいなという希望も持つ留学生が非常に最近多くなってきてございます。

あわせて、それこそ、これは農水省さんが非常に一生懸命、積極的に進められている日本ブランド戦略アクションプランにおいても日本の食材だとか日本食、これは日本の食文化も含めて、海外への普及、情報発信をしていこうという施策を推し進めているところですが、その施策を推進するのに最適な人材になるのではないかと。また、その最適な人材を育成する必要があるのではないかとということをお願いさせていただいてございます。

今までいろいろなことを申し上げてきましたけれども、図示するとお手元にお配りしている図のような形になります。つまり調理師学校で職業教育を受けて調理師免許を取得して、卒業後、現場で何年間か修行をすることによって、さらなる実践的な技術を修得するとともに食文化、おもてなしの心、その技法等を修得して、母国に帰っていただくと。母国では、これは例で2つ挙げてありますけれども、飲食店等の事業者。起業をするか、または事業者に就職するかというようなことによって、本当の日本食の普及につながっていくのだろうなということで、日本食の海外への普及、情報発信に最適な人材になるのではないかとこのことを協会としては考えてございます。

6 ページ、その効果ですけれども、繰り返しになるのかもしれませんが、日本食、食文化の海外普及促進をすることで日本産の農林水産物、食品の輸出拡大とか食産業のグローバル展開とか訪日外国人の増加等が期待できるだろうということを考えてございます。

7 ページ、実現するためには大きく2つあると思います。1つ目としては、就労期間満了後の母国への帰国及び母国での普及活動をどのように担保するか。これは先ほど法務省さんのほうからもお話があったことかと思いますが、2つ目が国内在留時の身元保証ということで、大きな課題としては①と②が考えられるかと思いますが。

そこで8 ページ、この課題に対してどのように対応するのか。いろいろ申し上げてきましたけれども、協会として私どもの考え方はそこに書いてある3本でございまして。単に規制を緩和していただければよいとは考えておりません。そして、入国管理上の環境、条件というんですかね。整備が必要で一定の条件を満たすことも必要だろうと。具体的には、受け入れ事業者との連携。就労に係る就労実施要領、計画の策定。また、その適切な運用等があると考えてございます。

9 ページ、では、この課題に対する対応としてどうするのかということで、協会としては以下で申し上げますけれども、協会と調理師養成施設、調理師学校と受け入れ事業者と、この三者でこの課題について分担対応をすることを考えてございます。

まず1番目に、協会の対応分担任でございまして。①～⑨等を明確にする就労実施要領を関係行政機関と相談しながら策定する必要があるだろうと。2つ目が修得認定書。これは仮称ですけれども、そんなものを交付させていただいて、交付者名簿の提供と日本食レストラン普及推進機構との連携を図っていくことも先ほどの法務省さんの話で、いわゆる母国に帰った後の手当がどうなっているのかというような御指摘があったと思いますが、その辺も十分かどうかわかりませんが、ある程度カバーをすることができるのではないかと考えてございます。

10 ページ、次に調理師学校が分担対応する点として、次の4点。連携事業者の整備。留学生の母国出身校との連携。これはいろいろな意味で、日本の現場で2年、3年働いて帰った後、実際に特定活動を実施していただくのに、やはり出身校とある程度連携がもし図れるようであればいいかなということも視野に入れたものでございます。

それから、在留中の住居の確保、生活面での指導。これはいわゆる留学中に2年間在学

しているわけですから、その人の性格的なものも当然受け入れた調理師学校はある程度承知している最適なことになるのではないかということで、調理師学校にその辺はいわゆる生活面も含めて担保していただくというか、面倒を見ていただくことを考えております。

4つ目が、終了した後、帰国旅費の確保等、帰国担保。この辺も卒業調理師学校にある程度責任を持っていただけるのではないかという考え方をさせていただきます。

最後でございますけれども、留学生を受け入れる事業所の対応として、連携事業者として、先ほど日本料理の範囲というお話もありましたが、どんな事業者でもいいということではなくて、ある程度その日本料理の範囲を考えて、専門店とか料亭とかは当然でしょうけれども、例えば、うなぎ屋さん、とんかつ屋さん、ラーメンとか、そこは議論が出てくると思いますが、一口に日本料理と言ってもかなりいろいろなジャンルがあると思うので、1つの参考として、これも今後、関係行政機関と検討させていただかなくてはならないと思っておりますが、日本産業分類。例えばの話、産業分類の中でこの業種とこの業種はとかいうようなことも一つの物差しになるのかなというようなことは視野に入れさせていただいてございます。

それと直接ですけれども、いわゆる留学生との雇用契約。これは正当な労働対価も当然のことながら得ていかななくてはならない。日本人と格差をつくってはいけないというようなことも視野に入れて、雇用契約書を当然のことながら締結していく必要があるだろうと。そんなことを協会としては考えさせていただいてございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、農林水産省さんから何かコメントがおありでしたら、どうぞ。

○農林水産省（山口室長） 農水省の外食産業室長の山口と申します。今日はありがとうございます。

農水省のほうからは、クールジャパン発信力強化のためのアクションプランと総理の活躍について、説明させていただきます。残念ながら我が国は高齢化と人口減少という中で、農業を含めた食産業は胃袋産業でございますので、どうしても市場が小さくなる。食産業を成長産業化するためには、活路を海外に求めていかなければいけないわけです。その際に一番いいのは、日本で文化的にも外国から評価が高いものの1つである食文化を生かして、どうやったら海外展開をしていけるのだろうかというのが課題なのだろうと思っております。

そういう中で、今年の5月にクールジャパン推進会議のほうでアクションプランを取りまとめさせていただいております。これは有識者の方々が取りまとめたものでございますが、その中のトップになっているのは、食文化の発信をどうやっていくのかが大きな項目として挙がっております。

その文脈の中でお示ししているのは、総理なども公式の場で率先してジャパンブランドを発信するんだという中で、総理御自身があちこちで食の発信をしていただいております。

食文化を世界にこうやって発信していこうということでございます。

クールジャパンのアクションプランには、正当な日本料理をつくることのできる料理人ですとか、あるいは日本料理に造詣の深い学識経験者などを食の伝道師として育成して、日本食、食文化の普及啓発を行っていくんだということで、食の伝道師を育成しようということで取組がございまして、今回の全国調理師養成施設協会様の御要望というのは、これに沿ったものであるのではないかと我々としては思っております、我々としても是非食産業の成長産業化のために御配慮をいただければありがたいなと思っている次第でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

厚生労働省さんは何かコメントがございましたら、どうぞお願いいたします。

○厚生労働省（堀井課長） 当省は特に配付資料はございませんので、とりあえず、まずは御討議を進めていただいて適宜、と思います。ありがとうございます。

○安念座長 わかりました。それでは、どなたからでもどうぞ。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 お話をありがとうございました。全国調理師養成施設協会の方にお伺いしたいことがございます。

御説明いただいた4ページで、現行というのは2年間学校で料理を学んで、実践は何もせずに帰るんだと。想像するに、これで日本食というのがつくれるようになるのでしょうか。この方々は帰って、そこで学ぶ場というのは、基本的にそこに日本料理屋があれば別ですが、ないとすれば、この2年間のある意味で学校で身についたものだけでいきなり日本食をつくり出すということだと思いますが、それは本当の日本食と言えるようなものに一般的にはなっているのかなと極めて疑問で、結局これは日本料理的なものできているだけではないのかと。

そうすると、やはりこちらで言っている、まさに要望で、2年なのか3年なのかはよくわかりませんが、当然実践を積んで帰るとというのが、日本食を世界に広めるためには必須ではないかなという気がするのですが、その辺を教えていただければと思います。

○全国調理師養成施設協会 御指摘のとおりでございまして、細かい話になるんですけれども、日本の調理師学校は御存じだと思いますが、調理師法という法律がございまして、その中に教科科目とか授業時間数とか結構細かく、設置基準的に規定されております。その中で、これは日本だけと申し上げていいと思いますが、日本の調理師学校は和洋中全部を在学中にやるので、2年間と言っても日本料理をやるのはさらに短い期間になってしまうということで、まさに御指摘いただいたとおりで、いきなり帰って日本料理に母国で従事するとか起業するとしても、変な言い方ですけども、本当の日本料理が全部承知してできているのかなというのが正直なところですよ。

ですから、そういった意味でも、さらに卒業後、何年間かは日本国内の特に日本料理の現場で修業をしていただいて、さらに深めていただいて、本当の日本料理を母国に持ち帰

っていただきたいというような思いがございます。また、先ほども繰り返になりますけれども、留学生もそういうことを非常に切望しているというのが現状でございます。

○安念座長 どうぞ。

○滝座長代理 この前もコメントさせていただいたのですけれども、世界が日本食ブームになっていまして、農林水産省からお伺いしたところでは5万5,000店の日本風料理店があると言われていたわけですが、もう一つ聞いておりますのが、その9割が日本人の経営ではないということです。

そして、もう一つ、私が辻調理師専門学校からお伺いする中で、今、韓国から同校に日本料理、寿司を中心にして勉強に来ている人が全体の4割だそうです。ものすごい人が来ている。彼らが1年で帰るわけですね。やはり2年、3年という形で真剣にやってもらいたい。現在は、海外の日本風料理には何か衛生上で問題が起こりはしないかということ、日本の調理人たちは心配しているわけですが、京料理に限らず日本料理に資格試験は必要かもしれません。海外における日本料理の認定ということも含め積極的にやるべきで、日本食ブームの今はまさにチャンスでもあります。外国人のやる気のある人のためには、試験制度があってもいいですが、やはり2年、3年という形で本気で修業してもらおうということは喫緊の重要な課題であると、私は直接その領域にかかわっているものですから感じています。

○安念座長 久保利先生、どうぞ。

○久保利専門委員 久保利でございます。

今の議論を聞いていて、私は3年以上前に佐久間さんの今の質問と同じことを知的財産戦略本部員として申し上げたことがあるんです。まだこんなことを法務省は言っているのかというので半分はあきれ返っているのですけれども、喫緊はまさにそのとおりであって、しかもブームだからやるのではなくて、日本料理はこれから日本の農業も含めて、絶対に世界に出ていくべき存在だと。日本の売り出しのナンバーワンだと思うんです。

逆に言いますと、日本人のフレンチのシェフが日本でフランス料理をやったり、イタリアンのシェフが日本でイタリアン料理をやったりすごく発展していますが、これはみんなフランスで実務を学んだり、イタリアで料理をしたり、あるいはワインを味わった日本人が帰ってきてワインや料理をサービスしているんです。

こういう人たちはフランス、イタリアにとってみたら、その料理の尖兵が日本に攻めてきているということなんです。日本がそういう人を養成してどんどん行ってもらわないでどうするんだと。フランス人が来て日本料理を学んでフランスへまた戻ってやってくれるとか、そういう戦略をちゃんと組むためには、法務省さんに聞きたいのですが、フランスやイタリアはどういうふうにしてやって、外国人に料飲の実務を学ばせているのでしょうか。この料飲先進国から学ぶことはないのでしょうかというのが質問です。

○安念座長 いかがでしょうか。

○法務省（福原企画室長） ここは例えば、我々の文化活動のような形で行かれているの

か、報酬の関係がどうなっているのか、全てのケースについて正確に私どものほうで把握をしております。もう少し勉強させていただきたいと思います。

○久保利専門委員 恐らく多分そんなに報酬は高くはとらないで、でっち奉公としてやっていくんだと思うんです。だけれども、そういうことでは本当にいけないのか。報酬を高くと言ったらば、それだけの金を払うか、払えるかという話になると、多分洗い場だとか、そういうところにいる人に高い金なんか払いたくないよというのが普通のレストランの経営者だと思います。

そこを強く要請することによって、実際はそういう人たちを排除する、こさせない、雇わせないという話になってしまうのではないか。そこをもう少しフレキシブルに扱うことはできないのかと思うんですけれども、それは法務省としては検討していないのでしょうか。

○法務省（福原企画室長）今回の御要望でございますけれども、私どもとしましては、今回の御要望を出された全国調理師養成施設協会様の御意思でもあるとは思いますが、海外に日本食を普及する、それを促進するための措置だと考えているところでございますので、そういった目的に適合するような形で運用したいと思っております。今回のお話は留学生ということで、既に専門学校で学ばれて、いわゆる調理師免許をお取りになっている方ということで、その方々がやられる活動というのは、もちろん下働きを経験することはあるとは思いますが、それを長くやるということではないと我々は当然思っております。

ところが、もし全部いいんだということになりますと、それは事業者様の中には、やはりこれを濫用するというような可能性も出てきまして、そういう形で外国人を入れて安い賃金で下働きだけをさせるというような懸念もあるわけでございます。ですので、そういうことにならないような形に我々はさせていただきたいと思っております。そこについては厚生労働省様、農林水産省様のほうと一緒に考えていきたいと考えております。

我々もこの目的上、効果がないような制度にしようと思っているわけではございませんで、これがきちんと運用されて、あらゆる方から評価をされると。日本人の方からも、これは別に日本人の職を奪っているものではなくて、まさに海外への日本料理の普及という点において、外国人の方のほうに効果があるという点があるので、この特別な制度がつけられているのだと理解をしていただけるような形にしたいと思っております。

○久保利専門委員 わかりました。ありがとうございます。逆に言うと、板場で一生懸命働いている方々を大勢知っていますけれども、日本人でもものすごく安い給料で、それは腕を磨くということがあるので、その修業と思ってやっている部分があるんです。だから、国民平均賃金みたいなものをベースに考えないでいただきたいというのが私の言いたいところでございます。

以上です。

○安念座長 厚生労働省さん、どうぞ。

○厚生労働省（堀井課長） 繰り返しのようになってしまうかもしれませんが、補

足という意味で。やはり世界的にも盛り上がりつつあるというか、もう盛り上がっているのかもしれませんが、和食、日本食、こういったことを積極的に情報提供して発信をしていく。この趣旨は私なりに理解をしています。

ただ、厚生労働省という観点でこの要望を見た場合は、やはり留学生の方の適切な就労関係の整備といったものが非常に大事だと思っています。したがって、現在御提案いただいている内容で現時点のフレームということで細かい部分はこれからまだお考えになるというイメージなのかもしれませんが、細かい部分についてお考えになる過程で、厚生労働省としてもそういう点について何かアドバイスとか御示唆とか、そういったことがあれば、関係省庁さんと一緒に検討していくということと思っています。

○安念座長 他にいかがですか。

私も規制改革の仕事は長いですが、法務省さんから「前向きに検討する」というお言葉を賜ったのは多分初めてのことでないかと。世の中も少しは変わったのかなと思って、大変ありがたく思っております。

私から伺いたいことは2つございます。

1つは、先ほど関係省庁とよく話し合っただけという、これは誠にごもったもなことです、それはいつごろ、どういう形で組んでいただけるのか。特に現場の受け皿ということは非常に重要になると思いますので、全国調理師養成施設協会さんとか、その他レストランの協会、あるいは学校、いろいろなところがあると思いますが、そういう人たちを入れて、とにかく全てのステークホルダーといたしまししょうか、専門知識を持っている人々が一堂に会するというのがよけいな手間をかけないという意味でもいいと思いますので、そのような体制を組んでいただくのがよろしいと私は思うのですが、それはいつごろ、どういう形で組んでいただけるのかというのが第1点。

もう一つは、帰国された後の引き受け先というのでしょうか、身の振り方について御懸念・御配慮が法務省さんとしておありになるのは私もよくわかるのですが、ここの要件を余りハードルを高くしてしまうと、もともとまだ修業中の身の上ですから、はっきりとした就職先があるということはかなり稀なことだろうと思うんです。そうしますと、この点はどのように。まだ現時点で固まったお考えはないだろうとは思いますが、現時点でどのようにお考えであるのか。お考えがあれば、今の2点について伺えればと思います。

○法務省（福原企画室長） まず2点目のほうから説明をさせていただこうと思っております。繰り返しになりますけれども、もともと我々の念頭にあったのは京都のスキームでございまして、これを我々としては適正にまずは運用して行って、何も問題がなければ、それを参考に今後いろいろなことを拡大するような方向でやっていきたいというようなことも考えていたわけでございますが、御存じのとおり、まだ京都の総合特区は動き出していない段階でございます。

ただ、もともとこの話をもらったときから、やはり一番の違いというのは、京都の場合は一流シェフの方がもう既に働いているレストランから派遣をされるような形でいらっし

やる。あるいは御自分でもうレストランを立ち上げて、それでいらっしゃるというような形でございますので、いわゆる帰国して海外での日本食の普及に従事することが確実です。そういう意味でそこは非常に高く評価をしたところでございますが、留学生さんの場合はそれが難しい。

当局の中でもいろいろ検討したときにも、やはりそこはあまりハードルを高くすると、例えば先に就職先を確保しろとか、そこから内定をもらってこいとか、そういうことは絶対に無理でございますので、そこをどうするかというのは1つポイントになりました。

ただ、これは少し客観的に、例えば公益社団法人様のようなところである程度その基準といいますか、そういうものを決めていただいて、やはり成績が優秀で意欲にあふれた方をセレクトいただけるようなことがあれば、いいのかなど。誰でもいいですよということでは本当にその方が帰国して、そういう活動に従事されるかどうかはわかりませんので、そのあたりは何らかの基準が必要になろうかと思っております。

1番目のスケジュールでございます。これにつきましては関係省庁さんもいらっしゃいますので、我々としてはそんなに長くかけるということは考えておりませんが、今回、具体的に全国調理師養成施設協会様のほうからも、こういうふうな枠組みでどうだという御提案をいただいておりますので、まずはこれをたたき台といいますか、1つの土台にさせていただいて、それをもとに組み立てることを考えていこうと思っております。

そうすれば、そんなにゼロからということではないと思っておりますので、それぞれの相違点、今もしかしたら一番大きいかなと思うのは期間の問題だろうと思うのですけれども、必要な期間と、いわゆる外国人を労働力として雇いたいと思うような方によって、その制度が濫用されることがないような期間というのほどのあたりなんだろうかということ調整させていただかなければならないかと思っております。にわかにはいつからできますというのは言いにくいところがあるわけでございますが、この検討には直ちに着手するということで、御勘弁を願えればと思っております。

○安念座長 福原さん、たまたま全ての関係者がここに会しておられるから、第1回会合をここで決めてはいいかですか。あるいは帰り道でも結構だけれども。

○農林水産省（山口室長） 多分、利害関係が一番深いのが農林水産省だと思っておりますので、我々のほうで業界の方々といろいろ御相談をしたり、あるいは最終的な担保措置も含めて、いろいろな御提案というか、汗をかく作業は我々のほうでしていきたいと思っております。

○安念座長 全国調理師養成施設協会さんはそれでよろしいですか。

○全国調理師養成施設協会 結構でございます。

○安念座長 がんがんセッティングをしないと、なかなか役人は動きませんよ。

○全国調理師養成施設協会 それこそ承知しておりますと言っていいのかわかりませんが、

○安念座長 承知していてくれないと困るな。

他にいかがですか。期間の点は業界のほうからは長ければ長いほどいいという話になるだろうし、法務省さんとしては当然、途中でいろいろチェックを入れなければならない話ですので、業界の言うことをそのまま聞くわけにはいかないでしょう。私はそれはそれで当然だと思うんです。このあたりの相場観はどんなものですか。

○法務省（福原企画室長） 本当に私個人のあれですが、1つ考えさせていただいたのは、京都が2年であるということがあります。ただ、それはもう既に高名なシェフの方がいらっしゃって、その方がさらに御自分の技術に磨きをかけるという非常に高いレベルのことなのだと思いますが、それが2年。

今回の留学生の方は、全然経験がない方ではなくて、日本の調理師免許をきちんとお持ちになっている。その上でさらに研さん、本当に労働力として働いてしまうとそれは全然別の話になりますので、そうではなくて、研さんという意味において、その期間は1年なのか2年なのか3年なのかというところだろうと思います。

また、やはりずっと日本で働いていると、帰っていくよりも日本のほうがいいと思われる。事業所のほうも既に中核的な存在なので、このまま日本に就職ということもあり得るので、いろいろなことを考えていかないといけないと思います。もう少し検討させていただきたいと思います。

○安念座長 賃金の要件については、当該事業所で働いている当該業種に従事している日本人の従業員と同じであれば、基本的に私はよろしいように思うのですが、そういう考えでいいですか。

○法務省（福原企画室長） これは京都も同じですけれども、その同じ業務に従事する日本人と同等の報酬ということであれば、問題ないと思います。

○久保利専門委員 それなら私も全く賛成でございます。結構でございます。

○安念座長 そうですね。それ以上高くしろというわけにはいかないですね。

○久保利専門委員 そんなつもりはありません。

○安念座長 他にいかがですか。

くどいようですが、そうのんびりもしてられない話で大体のスケジュール感は、このあたりで方針が出せそうだという大体の目途は立ちませんか。

○法務省（福原企画室長） 申しわけございません。今後、先ほど紹介をさせていただきました農林水産業・地域の活力創造本部ですね。ああいうところでもたしか11月下旬でしたか。

○農林水産省（山口室長） 11月から12月。

○法務省（福原企画室長） そのくらいに何らかの取りまとめが行われるというようなことも承知しておりますので、そういったあたりに向けて検討を加速させていただいて、ある程度、骨組みを決めていくのかなとは考えているところではあるのですが。

○安念座長 お答えをいただいたような、いただいていないような。

農林水産省はどれくらいを目途にお考えですか。

○農林水産省（山口室長） それは法務省さん、厚生労働省さん、ステークホルダーの方々の御意見を踏まえないといけないのですが、我々としてはスピード感としては、今、法務省さんがおっしゃられた地域活力創造本部のところで何らかの形を打ち出すことができれば、日本の食産業の発展がきちんと明確にこういう形でもやっていくんだよというのが出ていくので、そういう形になればいいなと思って、汗をかきたいと思っています。

○安念座長 そうでしょうね。私も感じとしては、年内に粗々の方針は出せる話だろうと思うんです。

○農林水産省（山口室長） 我々は汗をかくほうですので。

○安念座長 それはよくわかります。汗のかき方として。

他はいかがですか。では、今日はこのくらいにしておきましょうか。

進行の状況については、関係者の方々にうちの事務局から何度か問い合わせをしつこくさせていただくことになると思いますので、どうぞ今後ともひとつよろしく願いいたします。

では、本日はどうもお忙しいところを本当にありがとうございました。

（法務省、農林水産省、厚生労働省、全国調理師養成施設協会退室）

（国税庁、財務省、日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）入室）

○安念座長 どうも本日はお忙しいところをお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題2「国税関係書類の電子化保存に関する規制の見直し」に移らせていただきます。

それでは、早速で恐縮でございますが、国税庁さんのほうから御説明をいただけますでしょうか。

○国税庁（重藤課税総括課長） よろしく願いいたします。国税庁の課税総括課長をしております重藤と申します。隣にいるのは財務省主税局企画官の山下です。では、お手元の資料2-1「国税関係書類の電子化保存」に沿いまして、今日のテーマとなっております電子保存、今日は特にスキャナ保存の関係がテーマになっていると承知しておりますので、そこについて、まず私から御説明をさせていただきます。この後、事業者の方からもお話があると思いますので、なるべく重複のないように、そもそもの税務関係の背景といったところを説明したいと思います。

では、1枚おめくりいただきたいと思います。

まず、申告納税制度と帳簿書類の保存制度ということでございます。御案内のとおり、日本では納税者が税法に従って自ら所得金額を計算して税務署に申告を行う。そうすることによって税額が確定して、その確定した税額を自ら納付するという、いわゆる申告納税制度をとっていることは御案内のとおりかと思えます。

このため、納税者は帳簿書類を備え付けて、これに収入支出を正確に記入し、その記載された金額を基礎として所得金額を計算するというようになっておりまして、帳簿書類の

保存義務が各税法に規定されているということでございます。

したがって、納税者はその帳簿書類を備え付け、一方で税務署が納税者の申告内容を確認する必要があるときは、その納税者の保存している帳簿書類を検査するということによって申告が正しい内容になっているかを確認する。そういう体系になっているわけでございます。そういう意味で大層な言い方ではありますが、帳簿書類の保存の在り方はまさに申告納税制度の基礎、根幹をなすものであると我々は位置付けております。この場合、基本的には帳簿書類は紙で保存するのが大原則でございます。

ただ、当然、世の中の電子化の流れ、あるいは、企業によってはかなり大量の書類が発生しますので、紙媒体で保存するコストなどの問題もありますから、平成 10 年に通常、電子帳簿保存法と言っていますが、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律が制定されまして、パソコン等で作成された帳簿書類を電磁的記録で保存することが、一定の要件のもとに認められたわけでございます。ただ、例えば領収書等をスキャナで保存するというのは、その時点では認められてはなかったということでございます。

その後、平成 16 年に至りまして、政府全体としては e 文書法という法律で、各省の法令のもとに保存を義務付けられている書類について電磁的な保存を認める。そういう一括した法律が 16 年に整備されたわけですが、その時点になりまして、平成 10 年以降のスキャナ機器の性能の向上や電子署名、タイムスタンプといった認証技術が進歩普及してきているという状況を踏まえまして、一定の要件のもとに一部の書類をスキャナで読み取って保存することが認められたということでございます。

では、具体的にどういう書類があつて、どういう保存が認められているかというのが、その次の下側のページでございます。税法によって保存が義務付けられている帳簿書類はいろいろあるのですが、大きく分けて帳簿と書類の 2 つでございます。

帳簿というのは仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、これは日々の取引を毎日書き込んでいって整理をするような、イメージで言いますと、そういうものでございます。

書類というのは、それに対して例えば領収書とか契約書とか注文書のように、取引に伴ってある時点において作成されるもの、あるいは棚卸表とか貸借対照表といったように期末の段階で整理してつくるようなもの、そういうものが書類に当たるということでございます。

これらのうち、自己が最初から一貫してコンピュータで作成と書いてあるものが上にも下にもございますけれども、これは例えばいろいろな帳簿を会計ソフトのようなものを使って、パソコンで作成することが当然普及してございます。このような帳簿書類は一応、税法上の原則はそれを一旦打ち出して、紙の形で保存するというのが原則でございますが、もともとコンピュータでつくっているようなものであれば、ここで細かい要件の説明は省略いたしますが、それを一定の要件のもとに、オリジナルの電子データのまま保存をしてもいいというのが平成 10 年に認められた、スキャナ保存とは別の保存の仕方ござい

ます。もともとの電子データあるいはCOMと言っていますが、電子計算機出力マイクロフィルム、そういった形で保存してもよいというものでございます。

パソコンで一貫してつくるのではなくて、手書きでそういう書類を作成した場合、例えば注文書、契約書、領収書など、実際の書面にサインをしたり、あるいは自分で記入をして取引の相手方に渡すような、紙でつくられているようなものについては、その時点ではオリジナルの紙のまま保存するという事になっていたわけですが、先ほど申し上げましたように、平成16年の段階でスキャナ保存を認めることになったわけです。

ただ、そこで具体的にどういう書類がスキャナ保存の対象になるかというのは後で説明いたしますので、また1ページおめくりいただければと思います。

ここで当時検討したときに課題となった論点は、スキャナ保存をするということ、どういふことが起きるか。我々国税の職員は実際に税務調査に行くと領収書を繰ったりするわけですが、一時代前の話ではないかと思われるかもしれませんが、実際に税務調査に行くと領収書を見てみますと、そこにもともと1と書いてあったものが4に書き直されているといったように数字を後から書き込んでいるという事例は、実際には税務調査の現場では、結構よくあることで、それが不正を把握する端緒というか決め手になるケースもございませう。

ただ、そういう後から直したような痕跡、それは修正液であったり、あるいはもともと書いてあったものと筆圧が違ふとか、インクの色が微妙に違ふとか、そういったことがスキャナで読み込むとわかりにくくなる、わからなくなってしまうのではないかというようない問題がございませう。また、スキャナで読み取った後にも最近では電子的にそれを書き換えることが、技術の進歩もあつて、我々が日常使っているパソコンでも例えばフォトショップとか、画像をリタッチするソフトがありますが、そういう方法で直すことができるのではないかという問題もございませう。

したがつて、そういうことを極力無くさなくてはならないということを実時検討いたしまして、下側の四角囲みに書いておりますが、そういうことを防止するためには、まずはスキャナ保存を認める対象となる書類をある程度限定しましませう、つまり、本当に大事な書類はスキャナ保存を認めず、やはり紙で保存してもらふことにしましませうということとございませう。

また、もともと紙でもらつた書類を改ざんするのは領収書であれば、領収書でもらつてからスキャナで読み込むまでの間に何か書き込むというような改ざんの機会があり、読み取った後に改ざんをするという2つの場面があるわけですが、前者を防止するためには、もらつたらすぐにスキャナで読み取ってくださいと。後者のほうは本当に誰がいつ、こういうふうにはスキャナで読み込んだのか、その後データが書き換えられていないか、そういうことを電子的にきちんと証明する技術的な手段がありますので、そういう手段を用いて保存してくださいという要件が課されております。

あとは実際に税務調査に行きますと、保存してある現物が見られないと調査にならない

ですので、読み込んだものをきちんと見るができるようにモニターを用意しておいてくださいというような要件も課されているということでございます。

具体的にどんな帳簿書類か下のページに書いてございます。対象書類で左側の白いところですが、我々の税務執行当局の側からしますと、税務関係帳簿書類の中でも特に重要と考えられる、まずは帳簿。仕訳帳、総勘定元帳とかそういったもの。それから、決算書類は貸借対照表とか棚卸表といったものです。

それ以外の書類として、原始証憑的なものとして、実際にお金の流れと直結をする領収書、契約書。これらの書類は重要なのでスキャナ保存の対象から外しましょう。ただ、それ以外の直接的なお金の流れとは別の契約の申込書、請求書、納品書といったようなものはスキャナ保存でも結構ですよということでございます。

ただ、今、申し上げました契約書とか領収書に関しても全部スキャナ保存の対象から外れているというわけではなく、ある程度小額のもので、具体的に幾らかというと3万円未満のものであれば、そこはコストとベネフィットを考えてスキャナ保存をさせていただいても結構ですと。そういう制度でございます。

下はスキャナ保存の要件を図の中に書き込んだものですが、ここに書いてありますことは先ほど申し上げましたように、改ざんを防ぐためになるべく早期に入力をする。早めに入力してもらうというのは、単に1カ月持っているのと1週間持っているのでは、4週間と1週間の違いで書き込む可能性が4分の1になるということだけではなくて、実際にこれも現場に行きますと、不正というのはある程度期間がたって決算を途中もしくは1年で締めてみたところで、今年はこのくらい所得が出ているから、ちょっと調整しようかと、後からさかのぼってやるケースが結構あるものですから、そういうことのないよう、通常の業務プロセスの中で帳簿を書き込むときに、その都度スキャナで読み取るようにしてくださいというのが早めに入力するという趣旨です。

右側のほうに書いてあるのは先ほど申し上げましたけれども、誰が保存をしたのか。その保存時から手が加えられていないかということを確認できるようにしてくださいということでございます。細かい技術的なことは、恐らく事業者の方からお話があるのではないかと思いますので、私からは説明は省略いたします。

そのようにして制度を入れたわけですが、一番最後のページを見ていただきますと、その電子帳簿保存に係る承認件数。この電子保存をするためには事前に税務署長の承認を受けなければなりませんので、その承認を受けた件数は、平成11年から増加し、13万件程度になっております。

一方、スキャナ保存のほうはここに書いてありますとおり、17年から始まって23年時点で103件。24年度はもう少し増えて120件くらいで、今、集計をしているところですが、そのくらいということでございます。

これに対して、こういう状況も踏まえつつ、最近のいろいろな技術の動向も踏まえつつ、今日お見えになっていますJIIMAの方々からもその要件緩和をするべきではないかとい

う御要望があると承知しておりまして、これはその下にも書いておりますように、平成 23 年 8 月 3 日に当時の IT 戦略本部でも、財務省は電子データによる帳簿書類の保存に関する技術動向を把握し、その把握した実態や技術動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲の検討を行うというようなことが当時うたわれていて、JIIMA さんからすると恐らくこれに対する財務省の取組がやや遅いのではないかと、お叱りを受けているというのが正直なところかと思いますが、我々も当時から JIIMA さんからもいろいろと教えていただいたり、あるいはアンケートの面で協力をしていただいたり、実態把握に我々も努力をしているところです。

本件はいずれにしても税制関係の制度でありますので、最終的には税制改正プロセスの中で議論、決定される事項かと思えます。要望が出てきて、検討するというプロセスが税制改正の要望の場合ですが、そこに向けて我々も引き続き実際に申告をしている企業サイドのどういうところに問題があるのか、あるいは実際に技術的にどんなふうに進歩、発展、進歩してきているのか。そういったあたりの実態把握に努めて、この制度のあるべき姿についての勉強を我々も進めていきたいと思っているところでございます。

駆け足になりましたが、私のほうからの説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、日本文書情報マネジメント協会さんから御説明をお願いいたします。

○JIIMA 本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。私は公益社団法人日本文書情報マネジメント協会の長濱と申します。

隣には私どもの法務委員会の委員長の甲斐荘と 2 人で参りましたので、よろしく願いいたします。持ち時間は 10～15 分ということでございますので、お手元の資料にのっとりまして、できるだけ早く御説明をさせていただきます。

まず JIIMA についてということですが、私どもは 1958 年に日本マイクロ写真協会として発足いたしまして、54 年も前になりますが、マイクロ写真ということでもう御存じかもしれませんが、戦後復興期に戦争で大学学術機関、その他貴重な資料がほとんどなくなってしまったと。主にアメリカからですが、情報の資料の支援をいただいたんです。それがマイクロフィルムで来た。それ以降、高度成長期には、造船とか鉄鋼関係とかに発生する巨大なサイズの図面をマイクロフィルムに縮小して管理するといったようなところから、このマイクロ写真の技術が発達しました。

それから徐々にデジタル化が進んでまいりまして、例えばラインスキャナで画像を電子化して読み取る、あるいは CCD で画像として読み込んでしまう。こういう技術がむしろ主流になってまいりまして、1995 年には日本画像情報マネジメント協会に名称を変更。そして、法人制度改革に従いまして、本年 10 月に公益社団法人日本文書情報マネジメント協会となっております。紙から電子の社会を目指して文書情報マネジメント、わかりやすく言うと文書管理と言われますが、その普及啓発を行っている公益法人でございます。詳し

くはホームページを御覧いただければと思います。

まず御理解いただきたいのは2番目でございますが、日本のオフィスというのは依然として紙文書中心の業務モデルで動いているということでございます。中央官庁の行政文書ファイルの95.6%は紙媒体であると内閣府の公文書管理課の報告でもございます。民間でも大体約70%の保存書類は、税法で保存義務のある書類とも言われておりまして、これの電子化の要件が大変厳しいために、税法では紙のまま7年間、欠損金のある会社は9年間も紙のまま保存を続けているというのが実態でございます。

下の図を御覧ください。これはオフィス業務モデルの発展段階の概念図でございます。紙文書中心の業務モデルから電子化文書、電子化文書は紙とかマイクロフィルムの文書を電子化した文書でございます。それから、電子文書。これはパソコンなどで作成されて、決済されて利用されてPDFなどでそのまま保存されるという電子文書でございます。徐々にこの電子文書の業務モデルのほうに移行していく。

このときに我が国は官公庁は紙がほとんど96%、民間でも紙文書のレベルにとどまっているのは非常に大きな要因として、国税関係の保存義務書類の電子化が進まないということにあるのではないかと考えております。

2ページ、米国や韓国から大きく遅れたガラパゴス日本というタイトルをつけましたが、アメリカの場合、民間分野では97年に米国歳入庁より保存義務書類として電子化文書として保存して紙廃棄してよろしいということが許容されております。

最後のほうの横になっている2枚をご覧いただきたいのですが、資料1に米国最新事例TOKIO MARINEでございます。東京海上のニューヨークの現法を一昨年視察をさせていただきました。このときは紙の損害保険関係の保険請求書類ですが、スキャニングをして電子化するという審査業務をやっているらしいです。わずか3名でローコストなオペレーションをして、2カ月後スキャンした後の書類は廃棄している。これは別に所轄の税務署の許可が要るわけでも何でもなくて、自己責任で御自身でおやりになられています。

もう一つ、その裏の資料2でございます。これも同じく一昨年視察させていただきましたシティ銀行ニューヨークですが、iPhoneによる小切手の個人の発行サービスでございます。アメリカでは個人でも小切手を随分使われますけれども、まず小切手を自分で書いて、その表裏をiPhoneで撮影する。これをOCRで処理してシティ銀行に送る。シティ銀行のほうは決済処理をして送金してしまう。小切手は現物は90日後に各自廃棄してください。これはチェック21法で許容されております。こういうふうに米国の民間でもどんどん電子化が進んでおります。

2ページ、3の3行目でございます。一方、米国の政府のほうは、オバマ大統領が大統領覚書を発表されまして、2019年12月には連邦機関は永久保存記録を電子フォーマットで管理しなさいと。要するに紙文書業務モデルから電子文書業務モデルへの移行を大統領自ら表明されております。

韓国も税を中心にして保存義務書類は公認電子文書保管所という仕組みをつくられて

おりまして、こちらのほうで民が預ければ、そこでそのまま保存を許容するという仕組みが生きております。政府のほうは大統領命令で電子政府をどんどん推進されていच्छやる。原則として、もう行政文書からメモ、報告に至るまで電子文書業務モデルで行政運営をされていると聞いております。

しかし、我が国の場合、4番目でございますが、国税庁のスキャナ保存の承認件数は先ほど国税庁のほうから御報告がありましたが、7年間で103件でございます。しかも、この103件は我々が数度お伺いしても御教授いただけませんで、やむを得ず行政文書の開示請求をいたしまして、やっと開示をしていただきまして、わかった件数でございます。

現在はもちろん国税統計年報で公表していただけることになっておりますけれども、103件。先ほどの国税庁様の資料を見ますと、こちらのほうも随分進んでいるように一見見えますが、よく御覧ください。左側のスケールのとり方が全然違うんです。14万件と140件でございますから、これを実際にこのスケールで見ますと、本当に事実上なきがごとしと言ってよろしいかと思えます。こういうふうに現状ほとんど行われていないということのいろいろな問題が紙文書にとどまっている要素だと御理解をいただければと思えます。

5番目でございます。原始証憑書類のスキャナ保存について国税庁様が厳しい要件を求められる理由の一つに、刑事裁判での証拠能力の問題をよく言われました。ただ、実際の社会では電子化がどんどん進んでおりまして、偽造の容易なファックスや電子メールですら組織の内部規定に則って、通常業務の一環として作成された場合は証拠として認める、あるいは逆に故意に電子メールを消去した場合は罪に問われる、そういう時代にもう既に入っているのではないかと思います。もはや、いたずらに厳格な規定に固執して民間の自由な電子化の動きを抑制する必要はないのではないかと。悪貨が良貨を駆逐するようなことは、もうやめていただきたいというのが率直な思いでございます。

3ページの6番目、政府の対処方針でございます。先ほども国税庁様が御報告になりましたが、平成23年8月の閣議決定で技術動向の把握を平成23年度中に行って、24年度以降、検討を開始すると伺っておりますけれども、実際に平成24年度以降、財務省あるいは国税庁様は具体的にどういう検討が行われているのでしょうか。是非前向きに御検討をお願いしたいところでございます。

では、民間事業者からこの要件緩和について、どういう要件が出されているかということでございます。私どものほうでも税制改正要望等々を毎年のように出しておるのでございますが、国税庁様が恐らく上の23年度中に措置するというところで技術動向等を把握する一環でアンケート調査を行われました。JIIMAも経団連も連携して協力をさせていただきまして、それぞれ提出をいたしました。

その結果は数値的なところ国税庁様が集計されましたが公開していただけないので、私どもではわからないのですが、民間事業者からの生の声は私どもJIIMAと経団連とで把握した限り、委員の先生方にはお手元にお渡し申し上げましたが、切実な声が上がってございます。例えば保険業法での保存条件をクリアーしたとしても国税の条件が非常に厳し

いものだから、結局7年間置かざるを得ないとか、3万円以下の領収書に限るということで、これでは全く効率が悪いといったような第一線の方々の電子化を阻害するという生々しい声がいろいろございます。是非お聞き留めいただければと思います。

8番目、民間事業者での税関係書類の負担コストと電子化の効果予想でございます。ちょっと古いのですが経団連の調査では、年間に大体3,000億円かかっていると報告されております。実際に金融・生損保・リース・クレジット・宅急便、こういったようなBTOCの業界を中心に、いわゆる事務センターがございまして、この事務センターは中に入りますと書類工場なんです。これが地価の安い郊外にたくさんございます。ここでは膨大な紙の証憑とか契約申込書類が保存されております。1,500万件あるとか、いっぱいありますから、地下4階とか、そういうところに膨大な紙の倉庫になってございます。その維持コストを考えれば、これらの業界を中心に裕に年間3,000億円以上のコストが投入されているのではないかと思います。

もう一つですが、民間企業172社に調査して書類をどれくらい持っているかと。書庫も含めると現在1人当たり7.9ファイルメーター。1人当たりずっと横にA4のファイルを並べて7.9メーターある。実測値です。これが電子化の先進国である韓国の場合、大手企業のペーパーレスの事例では1.4ファイルメーターまで縮小していますので、このスキャナ保存が大幅に緩和された場合、50%削減するとしても裕に年間1,500億円くらいのコストカットは十分可能ではないかと思います。

4ページの9番目、民間事業者の意見を最大公約数に集約をいたしまして、私どもJIIMAではスキャナ保存の要件緩和として4項目、国税庁様をお願いをしております。

(1)は、領収書などのスキャナ保存を3万円未満に限るという制約は、著しく業務を非効率化するので、撤廃をお願いしたい。仮に5万円未満、印紙税法の改正に基準に合わせて5万円という声も一部あることをちらっと聞いたことがありましたが、ちょっと上げた程度ではワークフローが2本になることは変わりませんので、無意味であると思います。

(2)に、本人確認方法として、いつ誰がやったということを記録に残すということですが、いつというのはタイムスタンプという方法があるのですが、誰がというときに本人確認方法として電子署名法に基づく電子署名に限定しておられます。これは個人の実印です。業務では普通、個人の実印などは使いません。しかも有効期限が最長5年しかありません。先ほど申しましたように7年保存あるいは9年保存を義務付けながら、一方こちらは5年しか有効期限がない。また、海外では無効です。したがって、民間事業者が使いやすい企業内でのIDとパスワードによる本人確認。いわゆる認印相当といいましょうか、これも許容していただきたい。

(3)ですが、3年経過後の契約申込書や証憑類。証憑類はマイクロフィルム化が許容されています。同様に企業の自己責任で3年経過したものについては税務調査も一応終わるわけですから、スキャナ保存を許容してほしい。

(4)ですが、ちょっと専門的になりますが、業務サイクル方式でスキャナ保存を行う

場合。これは通常、月次決算を行っている一般の企業はこうです。電子帳簿保存法の承認を必要とするという規制を、これも先ほど申しましたように、悪貨が良貨を駆逐する典型だと思しますので、規制を撤廃してほしいと思います。

10 番目ですが、JIIMA によるインターネット調査の結果ということで、以降の書類につけてございます。要は国税関係のスキャナ保存に対応できない理由として、こちらでは「法律が厳しい」、「電子化の要件が厳しい」、「税務署への申請・受付が簡単ではない」という意見が 44% もありました。もちろん「コストが高い」とかそういうこともあるのですが、これが 44% もあるということでございます。

5 ページ、3 万円未満の領収書に限る制約が撤廃された場合。これについてはスキャナ保存の対象を拡大したいとか、具体的な検討に入りたいという方を合わせますと 21%。他の要件緩和もあわせて行われた場合ということで答えていただきますと 57% が前向きな回答をしています。

12 番、電子署名ですね。これを許容された場合、同じく 18%。他の要件もあわせた場合 54% が前向きな回答をされていらっしゃいます。

6 ページ、13 番、民間事業者の大部分が行っている 1 カ月の業務サイクル方式でスキャナ保存を行うことを許容された場合、44% が対象資料の拡大や具体的な検討に入りたいと回答され、3 年経過後のスキャナ保存が許容された場合は 17%、合計で 61% が前向きに検討されたいとお答えになっていらっしゃいます。

最後でございますが、JIIMA は引き続き財務省や国税庁にスキャナ保存の要件を緩和していただくために、経団連と協働して民間事業者の実態調査とか技術情報の提供に努めて、紙から電子の社会を目指す公益活動を進めてまいります。規制改革会議でもこのテーマを推進していただきますようお願いを申し上げます。

以上、説明を申し上げます。

○安念座長 ありがとうございます。

主税局さんから何かコメントはおわりですか。

○財務省（山下税制第一課企画官） 特にございませぬ。

○安念座長 わかりました。

では、どなたからでもどうぞ。

○JIIMA 先ほど国税庁様は細かい技術的な要件は省略いたしますがとおっしゃいましたが、実は細かい技術的要件をずっと列記いたしますと、こういう 1 冊の本に十分入るくらい要件が微に入り細に入り規定されていらっしゃいます。

○安念座長 どうぞ。

○森下委員 国税庁さんにですけれども、スキャナされたものと脱税の領収書とかを見逃しやすいということが 1 つ理由だと言われたと思いますが、最近はどちらかというと、そういう捏造をしたものを見つけるソフトはすごく発達していて、コンピュータにかけると逆に何をごまかしているかがすぐにわかるようになっていきますね。かえって見つけやす

いのではないかと実は思います。

全然別の話では、それで論文の偽造が結構見つかって、うちの業界ではかなり騒ぎになっていて、むしろコンピュータにかけたほうがどちらかというと、人の目よりもよほど発見がわかりやすいというのが常識になってきているんです。だから、それは必ずしも理由にならないのではないかと思います。

○国税庁（重藤課税総括課長） おっしゃられましたように、まさにそういう技術。恐らくは偽造するのとそれを見つけるのと、どちらの技術が先を行っているのか、追いかけてこみたいなことなのかもしれません。ただ、おっしゃられるような視点というのは検討していくに当たってももちろん大事な視点だと思っておりますので、我々の知識が追いついていないのではないかとと言われると、そこは謙虚に聞かないといけないと思います。ただ、最新の技術動向は我々もよく勉強していきたいと思っております。

○森下委員 領収書は非常に案件が多いので、人の目で見るとよりはスキャナして機械でやったほうが捏造発見率ははるかに高いと思います。そういう意味では、むしろ本当に脱税を見つけるのであれば、恐らくそのほうが効率がいいのではないかと思います。

○国税庁（重藤課税総括課長） 個別の話ばかりすると時間がなくなってしまうのですが、電子的に改ざんを加えたものを後から見つける場合と、スキャナで電子化する前のものに改ざんする場合と両方あって、これは古い職人的な感覚ではないと言われてしまうかもしれませんが、実際に調査に行くところありますから。

○森下委員 それはわかるのですけれども、今は逆にその前に捏造をしたものも色合いを変えたりすると出てくるんです。コントラストを変えることで、むしろもとの捏造とかも実は見つけやすくなっていて、必ずしも電子化が悪いというわけではないのではないかと思います。むしろ人手的に言うと楽になるのではないかと。ただ、最初的时候はちょっと大変かもしれませんけれども。

○国税庁（重藤課税総括課長） そこは参考にさせていただいて、勉強させていただきたいと思います。

○久保利専門委員 日本文書情報マネジメント協会さんにお伺いしたいのですが、今おっしゃったように、逆に言うと日本以外の多くの先進国は、もうこういう方法に移っているわけですね。逆に言うと、そこへ移った国のほうで、今、国税庁さんがおっしゃったような、こういうマイナス面があるんだ、ここはやはりもう少し考えてやったほうがいいぞというようなマイナス情報はお集めになっていらっしゃるかどうか。そのマイナス情報で今、国税庁さんがおっしゃったような、スキャナをしないほうがよかったのかもしれないという情報はございますでしょうか。

○JIIMA アドバイスをありがとうございます。実はそういうことについて調べたいなという願望が法務委員会とか理事会でも何回かは出ているのですが、いかんせん財政的に非常に貧乏でございまして、そういうところまで至っておりません。ただ、今、御指摘もいただきましたので、そういうことを念頭に置いて今後、市場調査活動も定款の中に入って

ございまして、検討してまいります。

○久保利専門委員 もう少し国税庁から補助金か何かもらって、しっかり御研究になったらどうなのでしょう。

○JIIMA 公開入札制度でございますので、落札できるかどうかはわかりませんが、もしそういうことがあれば、対応させていただければと思っております。

○久保利専門委員 弁護士の業界でもデポジションのいろいろな資料の分析とか、ディスカバリーのたくさんの証拠があって、これを昔は人手でみんなやっていたわけです。ところがとてもそんなものでは足りなくなって、結果的には出てくる情報は全部コンピュータ情報ということになります。その中でインチキがあるか、どの情報とどの情報がぶつかるか、矛盾するかというのをやるためには、ある意味で言うと、もうコンピュータによる解析しかないわけです。

そういう意味で言うと、国税庁さんが御心配になっているのは、今までノウハウとか個人的な技術というのでインチキ書類を見つけるノウハウをたくさん蓄積した、その職員たちが全部要らなくなるという問題です。弁護士の中でもパラリーガルとかそういうのを専門に一生懸命やっていた人が実は要らなくなっていくんです。そういうふうに見てみると、実は国税庁さんが本当に恐れているのは、国税庁の職員をコンピュータに変えなければいなくなって、職員を切ることの心配をしておられるのではないかと邪推をしているのですが、それは大丈夫でしょうか。

○国税庁（重藤課税総括課長） 邪推とおっしゃられましたけれども、国税庁は今、本当に人員はすごく厳しくて、従来に比べても、話が逸れて恐縮ですが、例えば法人があって、どれくらい調査に行っているか、実調率という言い方をしますが、それもどんどん下がってきております。そういう意味では少しでも調査に割ける実質的な事務量をとにかく増やしたいと思っておりますけれども、それがなかなか増やせないというのが現状です。

また、実は国税庁も職人的な技術を持った人たちの高齢化がかなり進んできてまして、今はそういう人たちがかなり大量退職期に来ており、むしろそういう技術を持たない若い人たちをどう育成していくかというフェーズに国税庁全体としては差しかかっていますので、そこは御指摘のような御懸念はなかろうかと思っております。

○久保利専門委員 ありがとうございます。大変心強い情報を頂戴しまして、だったら早くコンピュータ化を進めたほうが絶対に得ですねともう一声申し上げておきます。ありがとうございました。

○安念座長 他にいかがでしょうか。

○松村委員 それを民間事業者の方に調べろというのは、少し問題がある。これを調べるべきだとは思いますが、民間事業者に要求するのはちょっと抵抗があります。そういうことをやったら大きな問題があるから規制を維持したいという方が、つまり規制する側が調べるのが筋であって、緩和してほしいという人にそれを調べる強いインセンティブはそもそもないわけですから、もし本当に迅速に変えられないと大きな問題があると思ってい

るのであれば、むしろ国税庁が調べるべきだと思います。

以上です。

○安念座長 それはそうでしょうね。

小林さんはいかがですか。巨額納税者のお立場で、御本人としてもそうだろうけれども、企業としても。

○小林専門委員 具体的な話になりますと、なかなか難しいところもあると思いますけれども、まさにそういうところがあるかと思ひまして、できるだけ実業の我々のところにしても、電子化は進めていこうという方向でいろいろなこともやっていますし、国際水準の会計のほうに移行しつつありますので、そういう意味でもこういったものは積極的に企業のほうとしても採用を考えておりますので、是非それに対応したような制度として受け入れる側もお願いしたいと思っております。

○安念座長 恐らく国税庁さんとしても、今の時代の企業にとって、電子化しないと費用対効果として全然もたないということは当然だけれども、当局としても、紙を調べるとなると手作業になってしまうわけだから、それをやっていると費用対効果として、もうこれはやっていけないという御認識は当然おありだと思います。人員の数もどんどん減っているわけだし、職人的なスキルを持った人が退職していく。だから、ある程度で電子化することによるリスクはもちろんあるわけだけれども、それによって、得られる利益が大きければ、そこは割り切るしかないというところにいずれは来る。恐らく近い将来は来るだろうと思います。

そういう文脈の中で、今日 JIIMA の資料の中の 4 ページに具体的な要求事項がありますが、これはどうですか。現時点で国税庁さんとしてはどの程度、御対応をいただけるのでしょうか。

○国税庁（重藤課税総括課長） 今日、ここに結論を用意してきているわけでもありませんので。

○安念座長 それは税調にもかけなければいけないし。

○国税庁（重藤課税総括課長） すぐにどうとここでは申し上げられないのですが、この資料の中にもありましたけれども、例えば電子署名は実印であって、認印に相当するような、最近だと ID とパスワードで管理しているやり方が普及して、それでも代替可能ではないかという御提案だと思います。そういった点について、その実態を我々も勉強させていただいて、本当にそれが代替できるものなのか、そういうところは検討していきたいと思ひます。

○安念座長 しかし、実態のお勉強は平成 24 年度で終わってなければいけない。嫌味を申し上げるわけではないが、この実態の調査はできませんよ。というのは、技術の進歩のほうは早過ぎて、いつまでたっても実態を調査し続けなければならない。これは当局としてはすごく悩みの多いところだと思います。

この世界は 3 年前、5 年前は古代史とかいう言い方があるくらいで、要するにどっちみ

ち追いつけないんです。だから、どう言うのかな、調べたころには大体アウトデイティットになってしまっているんです。主税局さんの基本的なスタンスはどんな感じですか。

○財務省（山下第一課企画官） 基本的には、文書の電子化とかは当然世の中の流れですから、税務関係書類についても電子化の推進に向けて積極的に検討しなければいけないというのは当然だと思っています。

その一方、国税庁さんもいろいろ御説明されたように、仮に電子化推進をして、そこで改ざんを容易にしたりとか、改ざんしたのが結構見えなくなったりとか、そうなってしまうと、一方で帳簿処理は適正公平な税務を支える一つのもので、そういう意味では問題もある。結局は電子化を図るという意味では、適正公平な課税を図りつつ、いかに帳簿コストの削減を図るか。その調整だと思っています。

そういう意味では、負担軽減を求める関係業者さんの意見と国税庁さんの意見をよく調整していただければ、改正の手續には当然載ってくるものだとは思っています。別に全く否定するものではございません。

○久保利専門委員 私が聞いたかったのは、要するに米国や韓国ではもうどんどんそちらへ行ってしまっている。そのために韓国政府とか米国政府から確かに税金の徴収額が減ってきたとか、税金の調査をやると、さっぱりとんでもない証憑が見つからなくなってしまったよということをお聞かされるのかどうなのか。さっきはたまたま日本文書情報マネジメント協会さんのほうにお聞きしましたがけれども、国税庁は逆に言うと、今、財務省がおっしゃったような問題意識があるのであれば、もし電子化を進めたらどうなるのだろうかという研究は当然もう何年も前からいらっしゃるだろうと思うので、もし御発言があるならば、いただきたいということです。

○国税庁（重藤課税総括課長） 今この場で御満足いただける回答を用意してあるかというと、そこまでの回答は持ち合わせているわけではありません。御指摘の点はごもっともな指摘だと思いますので、それは我々としても問題意識を持ちたいと思います。

ただ、変な抵抗をするつもりはないのですが、先ほどの米国の例では、例えばスキャナ保存をオウリスクで企業がやるというお話、アメリカのケースでも日本でも、いざ不正があった場合に誰が挙証責任を負うのかという話とも絡んで参ります。日本だとどうしても、これは不正なんだということを我々のほうが立証しなくてははいけない。

そういう全体の税のシステムで、納税者と課税庁側のどちらがどういう責任を負うのか。そことも絡んでくる話なので、全く同じ土俵で各国がやっているというわけではないというところは、留意点としてございます。

○森下委員 2点あって、1つは先ほどのスキャナに関しては難しいというお話はある意味わからないでもないですが、逆にそうするとスキャナしたものをごまかすことを発見する技術が余り採用されていない意味かなとも思って、むしろこれは今回の話とは別に、ちゃんとスキャナされたものを発見するようなソフトなり、かなりそういうのは今ありますから、それは入れられたほうが発見にいいのではないかと。特に筆跡などはコンピュータ

にかけてしまうと全部わかるようなものが最近が多分あると思うので、そういうのはしたほうがいいのかなど。これは全然別の観点ですが、逆にそれをすれば、そのうちに全部スキャナでもいいのかなというふうに感じたので、これはコメントです。

もう一点は、電子署名の代替手段に ID とパスワードに関してですが、これは脱税云々の話とは全然関係ないと思います。電子署名は使っている方がほとんどいらっしやらないと思うので、こちらはだめなんですか。そんなに難しい話ではないように思うんですけども。

提案として4つありましたね。その中で例えば電子署名の代替手段として ID とパスワードを本人確認でどうかということと、もう一つ、電子帳簿保存法の承認を必要とする規制がありますね。これは脱税の話と関係ないのかなと思うのですが、どうですか。これも脱税と関係するんですか。

○国税庁（重藤課税総括課長）そこは関係ないかあるかということ、これは要は誰がその処理をしたかということで、経理担当者がきちんとしたタイミングで、きちんと処理をしてスキャナ保存したものかということでございます。それは言葉は悪いですけども、脱税というか横領みたいな世界になってしまうのかもしれない。そうではない人が別に手を加えたということではなく、経理担当者がきちんとやっているということを我々は検証する必要があるということです。

ただ、いずれにしても繰り返しになりますが、電子署名がいろいろと使い勝手が悪いですとか、JIIMA さんの調査でも電子署名をやっている企業がそんなに多くないという声、あるいは実態があるということ自体は、我々もそこはもちろん認識しております。それについて、それに代替する方法が代替方法足り得るのかということころは、きちんと検証する価値は当然あると思います。

おっしゃられました1つ目のほうの点については、我々も参考にさせて、研究はさせていただきますと思います。

○安念座長 確かに日本の税制はちょっとおもしろいところがあって、例えば、推計課税における実額による反証を納税者に認めてみたり、奇妙に納税者を保護しているところがあるなど私も思うんです。本来その電子化をするならシステムの堅牢性というか信頼性については、納税者自身が証明しなければならないと私も思うんです。というのはシステムはいろいろあるから、それについて一つ一つ当局のほうでスペックを特定することはできやしないからですが、これはかなり大がかりな話になる。そこで、とりあえずどうですか、スキャナの3万円要件の天井を外しませんか。

高額になると紙の方がいいというのは、直感的にわからなくはないんですけども、高額の取り引きになれば領収書一本で脱税なんかできやしませんね。いろいろな周辺の情報がその銀行の振込み記録から始まってあるわけだから、これはちょっとどうですか。そろそろもういいのではありませんか。

○国税庁（重藤課税総括課長）制度所管庁を差し置いてコメントするのもなんですが、

恐らくこの中で国税の人間で一番影響が大きいと思うのは、やはり領収書の要件だと思います。

○安念座長 それもわかります。ただ、コストパフォーマンスはどうか。

主税局さんはどう思われますか。現段階でも何もコンクルーシブなことを教えてくださいな。到底申しませんよ。

○財務省(山下企画官) 主税局としては、適正公平な課税は誰がやっているかという、当然その執行官庁がやっていますから、執行官庁が結局どう判断されるかにも大きく左右されます。

○安念座長 そういう互助の精神。まあ、それはわかります。

さて、どうでしょうかね。まだ空中戦の段階なので、とても結論が出るようなことではありませんけれども、そうですね。例えば日本のような赤い判こは確かに欧米にはない話だけれども、そうは言ったって、サインは偽造できないかという、そんなものでもない話で、リスクは恐らくどんな国でも同じようにあると思いますが、それについて何かはかばかしい情報を持っている人はいるんですか。

はかばかしい情報というのは、さっきも御指摘のあったように、電子化することによって何か非常に大きなデメリットが出たというようなことがわかって、ある程度研究がされているのかどうか。それは大きな制度を考えるに当たっての重要な情報になるだろうと思います。我々はITで遅れた分、先行者の知識、経験はただで使えるというメリットがあります。そんなに御心配は要らないんですよという結果かもしれないし、やはり結構悪いことは起きましたということかもしれないし、まずそういうところの情報を探さなければならぬでしょうね。

今日は日本文書情報マネジメント協会さんに来ていただいたけれども、経済界全体の要望が一体どういう辺にあるかということも把握しなければならないと思いますので、この点については当局や日本文書情報マネジメント協会さんにもお勉強をいただくとして、私どもでも情報をできる限り収集してみたいと思います。大きなテーマだと思いますから、今回で終わりということではなく、随時情報交換をさせていただきたいと思いますので、ひとつ、3万円はやはりやめましょう。これは当局にとっても余り意味がないと私は思うんです。職人的な感覚からは嫌だというのはよくわかるんですけども。

他に何かありませんか。

では、今日はこれぐらいにしましょうか。どうも本当にありがとうございました。お忙しいところを非常に貴重な情報をお寄せいただきました。感謝いたします。どうもありがとうございました。